

特定自主検査業務に関して お困りのことがございましたか？

ありましたら、建荷協の巡回指導員にご相談ください

(社)建設荷役車両安全技術協会(建荷協)は、建設荷役車両(荷役運搬機械及び建設機械)の性能の保持向上と、作業の安全を確保するための定期(特定)自主検査制度の定着化及び検査・整備業の振興策などを推進しています。

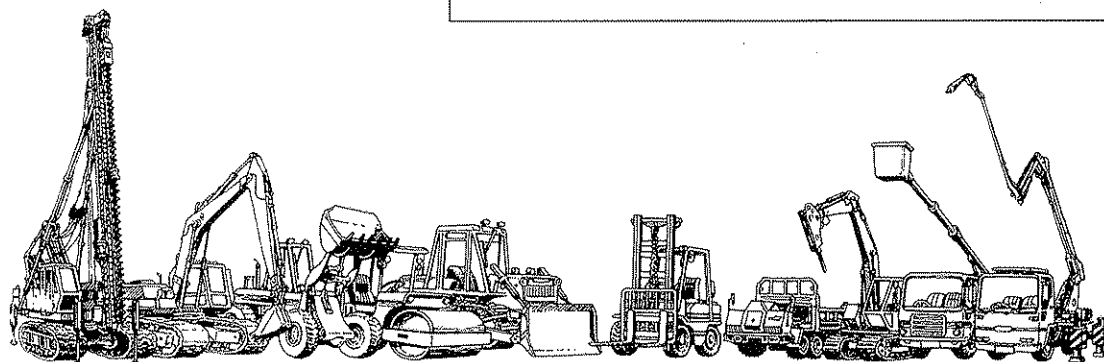
その一環として、「巡回指導員制度」を設け、特定自主検査業務に関する悩みごとの相談に応じております。

特定自主検査業務に精通した方が「巡回指導員」に任命され、現在、約560名の方々が、全国47都道府県支部で活躍しております。

建荷協では、厚生労働省及び経済産業省の後援をいただき、毎年、11月を「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と定め、主にこの間、巡回指導により、無料で皆様方のご相談に応じております。

なお、支部によっては、巡回指導の期間が多少前後する場合がありますので、特定自主検査業務に関し、何かお困りのことがございましたら、遠慮なく、支部にご相談いただき、巡回指導日時等を調整願います。

(社)建設荷役車両安全技術協会



巡回指導を受けた事業所の感想

事例1. 記録表の記入方法を理解

安全専門官や巡回指導員により、記録表の記入方法の指導を受けたほか、関連法規の改正点事事故事例などを聞かせて頂き参考になりました。
(福島県 事業内検査)

事例2. 台帳、記録表等の記入方法が参考

今回の巡回指導は有意義でした。
・ 特自検台帳、検査料収納簿の摘要欄の使用法等、具体的な指導を受けたこと。
・ 他の悪い事例等参考となる話を伺うことができたこと。
・ 記録表の記入方法について具体的な指導を受けたこと。
正確な業務を行うことと、良い緊張関係を保つために、巡回指導の回数を増やして頂きたいと思えます。
(東京都 検査業者検査)

事例3. 標章の年末余剰分の処理方法を理解

検査済標章の年末余剰分の処理方法等、事務的な細かい部分が理解できました。また、検査車両の入庫から検査完了までの確認と、特自検台帳記入完了までの確認が重要なことを再確認できました。
(群馬県 検査業者検査)

事例4. 業務規程や帳票類の重要性を再認識・1回/年の巡回指導を

日頃の業務には自信を持っていたが、いつの間にか自己流になっている部分があることがわかりました。
・ 業務規程の再確認が必要であることが分かった。
・ 教育、研修等の実施及び記録の重要性を実感した。
・ 各帳票類の整理の必要性を理解できた。
・ 自己点検や内部監査実施の重要性を認識した。
古い業務体系から、業務内容刷新のきっかけとなったので、年一回程度定期的実施して頂ければ、有益であると思えます。
(東京都 検査業者検査)

事例5. 記録表記入方法が参考・1回/2年程度の巡回指導を

始業点検、月次点検、年次点検を、すべてパーフェクトに実施しているので、巡回指導を受けても心配していませんでした。事業内検査で、車種も限定されていますが、年次検査の記録表の記入方法について指摘され指導をして頂きました。月間5台程度の特自検を実施していますが、今後は、検査時の分解作業の実態についても見て頂きたいと思えます。2年に1度くらいの巡回指導をお願いします。
(東京都 事業内検査)

切 取 線

(社) 建設荷役車両安全技術協会

支部御中

巡 回 指 導 申 込 書

年 月 日

事業所名

住所

電話番号

担当者

印

申し込みは、電話、FAX、郵送等をお願いします。